

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉諸費

事業名 主任児童委員改選費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111 (内 2679)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 568 千円 (前年度予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	568	0	0	0	0	0	0	0	568
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・主任児童委員は民生委員児童委員の内から厚生労働省より指名される。主任児童委員の任期は3年であり、3年ごとに一斉改選を実施。現在の主任児童委員の任期は令和元年12月1日～令和4年11月30日であり、令和4年12月に一斉改選が実施される予定。それにかかる費用を負担する。
○任 期：令和4年12月1日～令和7年11月30日
- ・一斉改選時には民生委員児童委員定数の見直しが行われるが、次の理由により次期定数及び委嘱・解嘱人数が確定できない状況である。
 - ・民生委員定数は国の基準を参酌し、市町村の意見を聞いて県の条例において定めることとなる。また、この条例により主任児童委員の定数も定まることになる。
 - ・県が条例を定めるにあたっての参酌すべき定数配置基準が国から示されておらず、民生委員定数の確定時期は流動的である。

【民生委員法】

第 4 条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

第 10 条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって一区域としなければならない。

第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

（２）県負担・補助率の考え方

民生委員法第 26 条において、民生委員（主任児童委員含む）、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められていることから、県負担は妥当。

（３）類似事業の有無：無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	425	委嘱・解嘱に係る経費
印刷製本費	43	感謝状贈呈等
役務費	100	感謝状宛名書き等
合計	568	

決定額の考え方

4 参考事項

（１）これまでの取組状況

3年ごとに一斉改選が実施されるため、その手続きに要する経費を3年ごとに要求している。適格審査を行う社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の開催、委嘱・解嘱の手続き業務等が行われている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 3年ごとの任期である主任児童委員について、その改選時の委員交替がスムーズに行われるよう、一斉改選に係る業務を適切に行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	H25年度 実績	H28年度 実績	R元年度 実績	目 標	
					(R4)	達成率
委員定数に対する充足率 (一斉改選時点)		98.7%	98.8%	99.2%	100%	- %

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2	・取組内容と成果を記載してください。 なし（前回は令和元年12月に実施。主任児童委員413名（定数）について一斉改選の事務を行った。）
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加 指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	3年ごとの主任児童委員の一斉改選は、民生委員法に基づき実施される。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	適切な業務執行により、主任児童委員改選時の委員交替がスムーズに行われている。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 2	前回の主任児童委員改選時の委員交替に要する所要額を精査し、効率的な事業実施を図っている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 特になし。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 改選にかかる事務を円滑かつ確実に遂行する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	